

南部家流鎗馬古文書について

— 史料紹介 —

太田尚充

Historical records of the Nanbus-Yabusame.

— introduction to historical records —

Takamitsu Ōta

はじめに

中世の「武士は、とりわけ弓射と乗馬の技術の向上に励まなければならなかった。」¹ それは「騎射の技術の優劣は、そのころの戦斗形式からいって、自己の生死にかゝるだけでなく、直接戦斗の帰趨を決定した」² からである。だから、中世武士の、いわゆる「兵ノ道」も、近世幕藩体制下の観念的処世訓的な「武士道」と異なり、戦士として、実用的な戦技能力の維持向上につとめることに重点がおかれていた。特に、疾走する馬上からの射当てるという騎射術の練達は、名誉ある武士たるべき必須の条件であった。また、それらの基礎技術である馬術や歩射も尊重されたことは勿論である。

しかし、「精兵」とか「一人当千の兵」といわれる、名誉ある中世武士の、いわば戦技としての騎射術が、日常においては、笠懸、

流鎗馬、牛追物、犬追物、或いは作物³ という形式で行われたという事実は認められるにしても、その内容や故実の変遷などについては未だ不明の点が多い。中世武士たちが、時においては競技として、また、時においては奉納儀式として、更には賓客の歓迎行事やお祝いの関連行事として行われたという事実は、例えば『吾妻鏡』などでは、競馬、相撲、蹴鞠等ともかなりの回数で登場する。しかし、『吾妻鏡』には、この書の性格上、その具体的な実施内容に至るまで細かに記述されているというわけではない。

従って、中世における騎射や歩射の研究は『吾妻鏡』をはじめとして、平安末期から鎌倉、室町時代の関係史料を縦横に調査検討しなければ充実とはいえないであろう。しかるに、中世における騎射や歩射に関する研究例は少ない⁴。その理由の一つとしては、古文書学的な技術を含めて、史料収集とその研究の困難さにあるといわれ

ている。⁵

本稿で紹介する南部家流鏑馬古文書（写真）は、史料研究にとつて、右の諸問題を全面的に解決するというわけではないが、数少ない原史料の一点であり、積み重ねの必要な研究者にとって貴重な示唆を与える一点と考えられる。この史料の存在にかゝわる問題性については後述するが、筆者にとっては、先ず史料紹介自体が他の研究者のためにも急務であると考え、こゝに発表を試みる次第である。

附記

1 この史料は、昭和四十九年十二月、八戸市立図書館副館長西村嘉氏の御好意によって、根城南部家または遠野南部家に関する未発表の多数の古文書の写真の中から提供を受けたものである。西村氏は、これらの史料を、昭和四十四年十一月二十三日、東京都府中市の東郷寺に在任されていた根城南部家の後胤、南部日実氏（今は故人）所蔵にかゝる他の史料とともに撮影し、八戸市立図書館用として所蔵されていたものである。

2 また、八戸市在住の地方史家上杉修氏は、すでに昭和十年頃、この同一文書を遠野市で撮影したといわれ、この古文書の写真を未発表のまま所蔵されていた。

3 本稿の古文書は、「南部家流鏑馬古文書について」という題で、昭和五十一年九月十六日、本学医療短期大学部研究発表会で、その概要を発表しているのをごゝにお断りしておく。

註及び参考文献

1. 高橋昌明「武士の発生とその性格」『歴史公論』第二巻第七号、五五頁、雄山閣、昭五一。
2. 同右、五五頁。
3. 『吾妻鏡』（吉川本。国書刊行会編、昭四三。以下『吾妻鏡』よりの引用はすべて吉川本による）建久元年（一一九〇）八月十六日の「三流作物」が初見である。永原慶二監修、貴志正造訳註『全訳吾妻鏡』第三巻、一六三頁（新人物往来社、昭五一、一二）では「三流れ作物」と振仮名をしているのでこれを参照した。
4. 谷村辰巳編『体育学研究文献分類目録第一巻』（不昧堂、昭四五）は、日本体育学会第一回より第二〇回までの発表演題を整理しているが、この中の体育史部門の研究発表四八六件中一件である。また、谷村辰巳編『体育学研究文献分類目録第二巻』（不昧堂、昭五〇）は、大学紀要等研究機関の論文題名を整理しているが、体育史関係論文二七一件中三件となっている。
5. 右の中、肥後和男「中世の射芸」（東京教育大学体育学部紀要第三号、昭三八）、は最も参考になった。谷村の目録にはないが、註1の「武士の発生とその性格」は、騎射等中世武士の芸の背景に触れた好論文である。
5. 岸野雄三『体育史—体育史学への試論』二〇〇頁、大修館、昭四八（初版）

一、題名について

この古文書は、延応元年（一二三九）三月二十八日の年号のあるもの（以下Aとする）と、（建治二年一二七六）八月十五日の年号のあるもの（以下Bとする）と二通であるが、何れにも外題が記されていない。しかし筆者は、今後この二通を併せて「南部家流鏑馬古

文書と命名し発表するつもりである。命名の理由は大略左記による。

- 1 Aの古文書は、前後が切れて内外の題名判定は困難であるが、Bの古文書には「やぶさめの日記」と内題のあること。
- 2 吉野朝史蹟調査会編『南部家文書』（昭一四、一〇、二五刊）の附録『八戸家伝記』では、この古文書二通を併せて、すでに「流鏑馬之記二卷」と呼称していたこと。¹

古文書の内容からみれば「流鏑馬」「笠懸」等の騎射のみでなく、「大的」「草鹿くさじ」「丸物」等の歩射、「八的」「四六三」等、『吾妻鏡』でいう作物も入っているので、総称して「流鏑馬古文書」と呼ぶには多少の抵抗もあるが、当古文書に「やぶさめの日記」と内題があり、すでに「流鏑馬之記二卷」と呼称していた事実もあるので、やはり「流鏑馬古文書」とした。

- 3 「南部家」は、南部三郎光行を祖とする家系の総称であるが、大別して、光行の嫡子南部実光を二代目とする三戸南部（後に盛岡に移り盛岡南部とも）の系統と、実光の実母弟南部実長を初代とする根城南部（後に遠野に移され遠野南部とも）の二つの家系がある。この古文書は、A・Bとも根城南部家の後胤南部日実氏所蔵文書の一部であり、その年号からすれば、初代南部実長の在世中に書かれていることになる。従って、「根城南部家」とか「遠野南部家」という肩書きを附した方が妥当のようにも考えられる。しかし、南部実長は、延応元年から建治二年の頃は未だ根城（現在の青森県八戸市

根城）に定住していたわけではなく、前記の『八戸家伝記』に「於²甲州²領²数ヶ所²、住²波木井郷²。故世人或称²波木井実長²ことあるように、甲州波木井に居住していた。このことから「根城」または「遠野」の土地名を附することは、この古文書については妥当を欠くと考えられる。

また、騎射に関して、鶴岡八幡宮の放生会流鏑馬については、南部実長の祖父、信濃守加々美次郎遠光から伝え聞かされたことがあったかも知れないし、兄南部実光や叔父小笠原次郎長清からも流鏑馬故実に関する情報を得ていたかも知れない。⁴後述するように、この古文書は、小笠原、武田家等の甲斐源氏系統の流鏑馬に関する伝聞をもとにして書かれたとも推察されるし、そうではなく、やはり南部一族の流鏑馬の鍛練の所産として書かれた古文書とも推察される。どちらとも速断し難い。

以上の二点を考慮し、広く「南部家」とし、「根城・遠野南部家」或いは「三戸・盛岡南部家」という特定の家系にこだわらないことにした。

註及び参考文献

1. 「草稿在²今²焉、有²流鏑馬之記²二卷、一者延応元年三月廿八日前後頗放失云云。一者建治二年八月十五日云云。是当時之遺書也。因併附²此書²云」『八戸家伝記』（前出）三四三頁。
2. 『吾妻鏡』によれば、文治三年（一一八七）八月十五日、この日始め

て鶴岡八幡宮放生会が行われ、流鏑馬も奉納された。この時の源頼朝
 扈從数人の中に、信濃守遠光の名がみえる。遠光は加々美次郎遠光の
 ことで、甲斐源氏の祖新羅三郎義光の子義清の孫にあたる。頼朝の信
 頼があり息女が頼家の世話係となっている。(文治四年七月四日)
 彼は秋山家初代光朝や、小笠原家初代長清、また南部家初代三郎光行
 の父である。南部家二代実光や根城南部家初代実長からすれば祖父に
 なる。

3.

南部家初代三郎光行の後継者で南部家二代となる。根城南部家初代実
 長の同母兄である。(異母兄行朝は後継を辞退し、一戸の祖となった
 といわれる)実光は、『吾妻鏡』によると、建長四年(一二五二)十
 二月十七日、宗尊親王將軍の鶴岡八幡宮御参の時の随兵や、建長五年
 (一二五三)八月、建長六年(一二五四)八月の鶴岡八幡宮放生会流
 鏑馬の時の随兵として参列しその実状を見聞している。

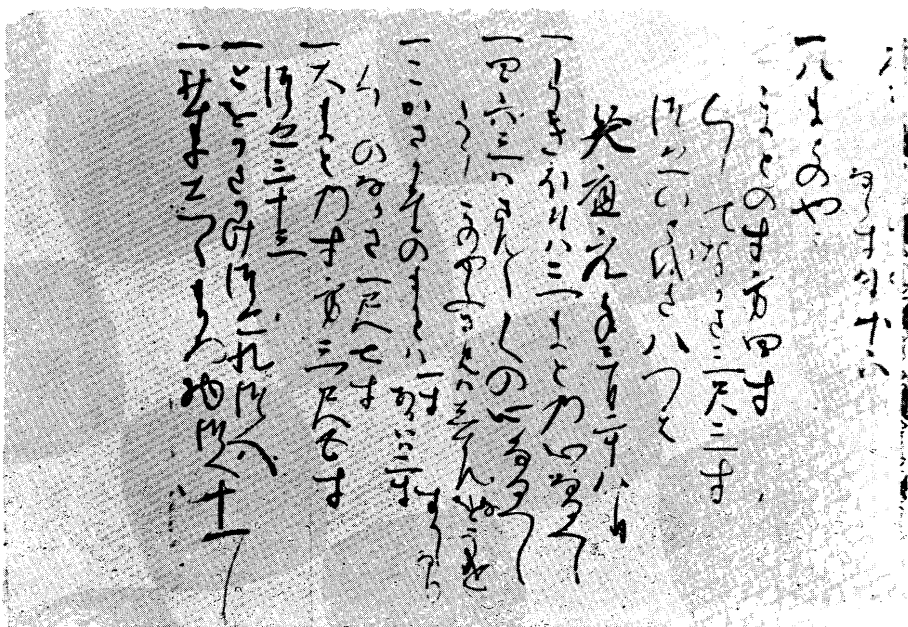
4.

南部実長の父である南部三郎光行の兄にあたる。実長からみれば叔父
 である。甲斐源氏を代表する弓馬の芸の達人と考えられる。『吾妻
 鏡』によれば、建久四年(一一九三)八月十六日の鶴岡八幡宮放生会
 流鏑馬の射手の一人として登場以来、度々この放生会流鏑馬の射手と
 なった。

また建久五年(一二九四)十月九日、小山左衛門尉朝政の家で、源
 頼朝臨席のもと、弓馬の芸に達して各々の家伝を継承する十八名を集
 め、「流鏑馬以下作物」射法を東国武士の射法として統一を試みたこ
 とがある。この十八名の中に甲斐源氏を代表する小笠原次郎長清も武
 田兵衛尉有義とともに入っている。恐らく、こと弓馬の芸に関しては
 一方の雄として活躍していたものと思われる。『南部史』(八頁。熊
 谷印刷出版・昭四七第四版)によれば、実長の兄実光は、小笠原長清
 の息女を妻にしているといわれる。

二、解説

この古文書は、右の註1に記したように、すでに『南部家文書』



南部家流鏑馬古文書 A 写真(1) 八戸市立図書館蔵(フィルム)

下ふ火の星

一三川まゝ
 まゝにまゝに
 川まゝに
 一三川まゝ
 まゝにまゝに
 川まゝに
 一三川まゝ
 まゝにまゝに
 川まゝに
 一三川まゝ
 まゝにまゝに
 川まゝに
 一三川まゝ
 まゝにまゝに
 川まゝに

南部家流鐮馬古文書 B 写真(2) 八戸市立図書館蔵 (フィルム)

一三川まゝ
 まゝにまゝに
 川まゝに
 一三川まゝ
 まゝにまゝに
 川まゝに
 一三川まゝ
 まゝにまゝに
 川まゝに
 一三川まゝ
 まゝにまゝに
 川まゝに

南部家流鐮馬古文書 B 写真(2)のつゞき 八戸市立図書館蔵 (フィルム)

の編者が眼を通してしているが、内容については紹介していない。また、かつて新田政箇が『三翁昔語』¹で解説を試みている。しかし、本人が「早々に写し取り候故、写し違い多かるべし」と述べているように、この解説には不備の点が多い。²こゝにあらためて解説を試みる所以である。() は筆者註。

A 一、八まとのやう

(的) 3 (様)
まとの寸方 四寸

(串) (長)
くしのなかさ三尺三寸

(杖) (遠) (杖)
つゑのとをさ八つえ

延応元年三月廿八日

B 一、わきほそ

(脇細) 5 (的) (心なるへし)
一、四六三 (6) (三々九) 7 (但) (流鏑馬)
志にてなをうけ (名) (受) (筋) (筋) 8
すしなり (小笠懸) (的) (或)

一、こかさかけのまとハ一寸あるいハ二寸

(的) (杖)
一、大まとの寸方三尺五寸

(遠) 笠懸 (杖) (杖)
つゑ三十三

一、とをかさかけつゑ九つへ

(鹿) 10 (丸・田) 11 (杖) (杖)
一、草し、まろ物 つへ十一

(流鏑馬) (記)
やぶさめの日記

(的) (的)

一、三つまと

(的) (寸法) (法)

まとのすんほう九寸

(串) (長)
くしのなかさ三尺五寸
一、たはさみ (手挟) 12 (的) (寸法)
まとのすんほう六寸

(串) (長)
くしのなかさ三尺三寸 (大狭間) 13
つゑのとをさ (杖) (遠) おはさま十八
こはさま六つゑ (小狭間) 13 (杖)

一、さんく

(的) (寸法) (法)
まとのすんほう六寸

(串) (長)
くしのなかさ三尺三寸 (大狭間)

つゑのとをさ (杖) (遠) おはさま十九
こはさま六つゑ (小狭間)

こはさま六つゑ (小狭間)

一、やつまと

(的) (法) (法)
まとの寸ほう四寸

(串) (長)
くしのなかさ三尺三寸 (流鏑馬) (的) (法)

やぶさめのまとの寸ほう (杖) (法)
つゑの寸ほうの事 (的) (法)

一、三つまと

(的) (法) (寸) (法)
まとの寸ほう九寸

(串) (長)
くしのなかさ三尺五寸 (杖) (数)

つゑのかす十七 (但) (習) (時) 14
たしならふとき八十五

(手挟) (法) (法)

一、たはさみ

(的) (法) (法)
まとの寸ほう六寸

(串)(高) くしのたかさ三尺三寸
 (大狭間)(杖)(数) おはさまつゑのかす十八
 (但)(晋)(時) たしならふとき八十六
 (さん)く

一、三々九
 (的)(法) まとの寸ほう六寸

(串)(長) くしのなかさ三尺三寸
 (大狭間) おはさま十九 たしならふ時へおなし
 (小狭間)(杖) こはさま六つゑ
 (八)的

一、やつまと

(的)(法) まとの寸ほう四寸

(串)(長) くしのなかさ三尺三寸
 (杖)(遠) つゑのとをさ八つゑ たしならふとき七つゑ
 (脇)細

一、ワきほそ

(的) 三つまとの心なるへし

一、四六三

(九) 三々くの心なるへし

(但)(但)(流鑄馬)(晋) たししたしこのやぶさめをへならハす
 (心) たし三々九のころなれハとて志にてくしものおしゑる
 (等) 八す

(若)宮)15(流鑄馬) つかみや乃やぶさめの事
 (遠) まはのとをさ

(流鑄馬屋) やぶさめやより一のまとへ五十
 (的) 一のまとより二のまとへあい三十八
 (的)(間) 二のまとより三のまとへ三十八
 (連) 十れん弓十人
 (箆) 18

御へい

(巫子)18(群) ミこのむら八人
 (馬)長)18 むまをさ十人
 (田)楽)18 てんかく

(流鑄馬) やぶさめ (董) (左) たらハひたり
 (舍)人) (右) とねりみきり
 (四)刺) よつれ
 (当)色) たうしき

けいハ

(競馬)18(番) くらへむま五つかい
 (流鑄馬)(的) やぶさめのまと二尺
 (杖) くい三しやく五寸

(挟) はさむ串三寸
 (建)治) (年) けんち二ねん八月十五日

註及び参考文献

1. 『三翁昔語』。南部家一族新田政簡が、根城南部家の初代南部実長から、寛永四年(一六二七)遠野鍋倉城に移るまでの、二十二代にわたる領主の事蹟を述べたもの。明和八年(一七七二)成立。『青森県叢書』

2. 書『所収。歴史図書社復刻版、昭四八。同右、三六六―三六八頁。

一、八まとのやう

…

延応元年三月廿八日

一、わき不そは三まとの心なるへし

一、四六三はさんくくの心なるへし

一、こかさり気の

まと八一寸

あかいは二寸

…

一、大まとす方三尺五寸

つゑ三十三

一、とをかさかけ

つくしのつへ

一、村方も三くまる物つへ十一

やぶさめの日記

一、三つまと

…

…

…

一、たはさみ

…

…

一、さんくくの

…

…

一、やつまと

…

…

やぶさめのまとの寸不ら、つゑの寸不の事

一、三つまと

…

一、三々九

…

一、やつまと

…

一、いき不ろ

…

一、いき不ろ

三つまとの心なるへし

一、四六三

…

わかみやのやぶさめの事

…

一、九人ち十人

…

或いは

…

くらへむま

…

けんちこ瀬ん八月十五日

…

早々に写取候故写違多かるへし。但延応元年は正平廿一年より百廿八年以前の年号也。建治は正平廿一年与九十一年以前也。尤何れの御代に何しより御求め被成候哉。其義御知れ不申に付、御家伝記には右二章実長君当時の遺書と御記被成候。

3. 八的。藤原明衝の作とされる『新猿楽記』（十一世紀初め成立）の「天下第一の武者」（字は元、名は勳藤次）は、「合戦、夜討、馳射

待射、照射、歩射、騎射、笠懸、流鏑馬、八的などの名人」といわれるように、すでに平安末期には演じられていたと考えられる。「吾妻鏡」では、建久元年(一一九〇)八年十六日の鶴岡八幡宮の放生会流鏑馬で初見される。演者は、かつて平家の家人河村三郎義秀で、「三流れ作物」として「三尺、手挟、八的」を行ったという。高度な芸と見られていたようである。

4. 「方」について。新井白石『本朝軍器考卷四』六七頁(新訂増補『故実叢書』第三十五回所収。吉川弘文館。昭二九)で「方」と振仮名を記している。これは「角」の意で、もし「まとの寸、方四寸」と読めば一辺が四寸の四角的なことになる。しかし後出の建治二年の古文書では「寸ほう」「すんほう」と書いているところから、こゝでも「方四寸」というより「寸方四寸」と読んだ方が妥当と思われる。

5. 「わきほそ」。小笠原持長『流鏑馬次第』(永享八年(一四三六)八月二十八日成立。)七五頁(塙保己一編『群書類従第二十三輯武家部(三)』所収。酣燈社版。昭二六)では「わきほう」としている。しかし、八戸市立図書館蔵、筆記写本『流鏑馬類従次第』(後述)では「ワきほそ」とし「脇細」の漢字を当てている。また伊勢貞丈『安斎雑考下の巻』三七二頁(新訂増補『故実叢書』第二十二回所収。吉川弘文館。昭二七)でも「ワキボソ」としているの、やはり「わきほそ」と考えられる。

6. 「四六三」。『吾妻鏡』では、寛喜元年(一一二九)六月二十七日と同年十月二十二日の二回、他の「作物」と一諸に実施している記録がある。特に前者の記録では、小山五郎長村が「七違」「取止」、駿河次郎泰村が「四六三」「遠立」、駿河四郎家村が「八的」、小笠原六郎時長が「三尺」「取止」を各々実施している。「吾妻鏡」に記録として見える「作物」は、右の七違・取止・四六三・遠立・八的・三尺の六種目と「手挟」の合計七種目である。

『吾妻鏡』の記録では、何れも前述した建久元年八月十六日、寛喜元年六月二十七日、同年十月二十二日の三回出現する。

7. 「さんくく」は漢字を当てれば「三々九」「三尺」ともなる。しかし読み方については、例えば伊勢貞丈の『貞丈雑記』四八九頁

(新訂増補『故実叢書』所収。吉川弘文館。昭二七)には「(三尺)も(サンザク)也。(三々九)も(サンザク)也。三流の作り物、皆騎射に見ゆ」と「サンザク」と読ませている。また同じ著者による『安斎隨筆卷三十二』二九七頁(新訂増補『故実叢書』第二十二回所収。吉川弘文館。昭二七)では「三尺をサンザクとよむべし。古き詞には尺をさくと云ふ。古書には文字に拘らず詞に合せて文字を仮り用ふる事多し」と述べている。確かに、この古文書の建治二年の方には「三さく三寸」と「尺」を「さく」と読んでいるところもあるが、

8. 「三々九」の固有名詞をすべて「サンザク」と読ませるのは無理と考えられる。やはりこゝでは「さんくく」と読むのが妥当であろう。「四六三」は誰にでもすぐ出来るという技ではなく、希望者の中から指名を受けた者が行いうというのが本筋である。——の意ではないかと思われる。『吾妻鏡』寛喜元年(一一二九)十月二十二日の記録では、「三々九、四六三以下作物等」について、「此芸朝夕非可被御覽事之由」として至難の芸の一つと考えている。新井白石『本朝軍器考卷四』三九頁(前出)では、「八的、小串ナドハ、其ノ芸ノ精シキヲ試ミノトタメナルヘシ」と、「作物」(四六三等を含めて)の芸の高度なことを述べている。建治二年の古文書にある「四六三」の但し書きの項では「くしもの」という言葉を使っているが、この「くしもの」が右の「小串」と同一なものかどうか検討を要すると思う。

9. この的は極めて小さい。『射御拾遺抄』(応永二十九年(一四二二)三月成立)(塙保己一編『続群書類従第三十三輯下武家部』所収。続群書類従完成会刊。昭六)や『法量物』(応永二十七年(一四二〇)八月成立)(『群書類従第二十三輯武家部(三)』所収。前出)等には、この大きさは四寸とある。尤も前記『射御拾遺抄』三八七頁では「根本小かさかけといふハ、ふせ鳥を表するなり」としているの、的の小さい意味は理解されるが、それにしても小さい。なおのちまでの距離は前記『法量物』(五四頁)によれば、「さぐり」より「八寸」とある。『吾妻鏡』の記録では、建久三年(一一九二)八月二十日に「草鹿」の勝負が行われている。この時は、同年八月九日の源実朝の誕生を祝し、「父母兼備の射手」として梶原左衛門尉景季、比企弥四郎時員、

三浦兵衛尉義村、同太郎景連、千葉兵衛尉常秀、梶原兵衛尉景定が選ばれてこれを行っている。

11 「まろ物」は『吾妻鏡』の記録には見えない。『丸物草鹿之記』（成立年、著者不詳）（『統群書類第二十三輯下武家部』所収）五一八頁には「丸物の始ハ、正治年中（一一九九—一二〇〇）、海野小太郎幸氏、工藤小次郎行光等、藤沢次郎親綱が家に会合して作り出せり。左金吾頼家將軍此由聞し召されて、御壺の内にかけて射させ給ひしほとに、人々はを学び射たりしと申伝たり」と述べている。新井白石も「本朝軍器考卷四」四二頁（前出）で、この『丸物草鹿之記』の「丸物の始」の項を引用している。また、小笠原播磨守元長相伝の写しという『丸物之記』五〇七頁（『統群書類第二十三輯下武家部』前出）では「夫れ丸物ハ、遠笠懸の風情を以て、初心の人に矢所をしらせんが為也」とその目的をうたっている。

12 「たはさみ」。伊勢貞丈の『安斎隨筆卷之三十二』二九七頁（前出）で「手挾とは挾物なり。手とは串の事を云ふ。是は草木の花、葉、炮貝、沓、扇など挾み立て、射る事なり」としているが、こゝでは「的の寸法六寸」と大きさを決めている。『射御拾遺抄』三九二頁（前出）では「はさミ物と云ハ、何にても串にはさミし射物を云也。然とも、まづ八方四寸のすきいたを、両のはしをさきみこみて射るをいふ也」としている。的の大きさに相違はあるが、やはり「たはさみ」の的の原形は「すきいた」ではないかと考えられる。尤も『射御拾遺抄』（前出）でも「木の葉、草のは」「沓」なども例としてあげている。『吾妻鏡』では、寿永元年（一一八二）六月七日、牛追物の後に「以（脱）股解沓差（たげ）長八尺串召（たげ）愛甲三郎令射給」と、沓を的にした記録がある。

13 「大狭間」（小狭間）
「おはさま」「こはさま」という用語は、騎射関係の馬場としては稀ではないかと考えられる。独特の馬場の作り方と射法のあったことが推察される。

14 「ならふときハ」十五というのは、本番の勝負か儀式の時以外の練習時には、的までの距離を少し短かくするという意味と考えられる。本番の時でも、射手の老若、技術の程度によりのまでの距離を変えると

いう表現は時折見かけるが、練習時は当然このようなことは考慮されたものと考えられる。たゞし、このような「習ふ時ハ云」という表現は珍らしい。

15 「わかみや」。康平六年（一〇六三）に源頼義が奥州を鎮定して帰り、海岸近くの由比郷鶴岡の地に潜かに石清水八幡を勧請し、鶴岡若宮と称したという。その後、治承（一一八〇）四年、源頼朝が鎌倉に入ると、小林郷北山に遷座し、鶴岡新宮若宮と称し、若宮大路、源平池を作るなど次々と境内の整備を行った。しかし建久二年（一一九二）町の大火で類焼したので社殿を大臣山の中腹に造営し、新たに石清水八幡宮を勧請し、鶴岡八幡宮を創建した。今の本宮（上宮）である。この時若宮（下宮）も再建して上下宮とした。以上白井永二編『鎌倉事典』二〇七頁（東京堂、昭五一）参照。なお、貫達人（兼倉国宝館長）『鶴岡八幡宮』（中央公論美術出版、昭五一）に詳しい。

16 この古文書の建治二年（一二七五）は、時期的には下宮としての若宮を指すことになるが、鶴岡八幡宮放生会流鎧馬に関するものである。鶴岡若宮の意味で書いたのかも知れない。

『流鎧馬次第』七三頁（前出）では「一の的の間四十八杖（一杖は七尺五寸）。但、馬のはやきおそきによりて的の間のべしめのあるべし。又、射手の老少によりて、串ものべしめあるべし。此等は故実也。この的の間三十八杖、三の間三十七杖」とある。右は、小笠原系の流鎧馬馬場の作り方の一部であるが、放生会流鎧馬の馬場がこの古文書の通りであったとすれば小笠原系のそれと幾らか相違していることになる。

17 『吾妻鏡』寛元元年（一二四三）八月十六日の記録に「自今年三ヶ年馬場儀、依御立願可有結構云云。仍十列（以下氏名略）」と、馬場の儀そのものゝ様式も、従って以後の記録も著しく変化してくる。この古文書では十れんとあるが、おそらく「十列」と同じ意味で書いたのではないかと推察される。翌寛元二年（一二四四）八月十六日の馬場の儀では「以五位六位等為十列」と資格を明記し、「左衛門尉」「兵衛尉」が列している。十列とは十人である。

『吾妻鏡』寛元三年（一二四五）八月十六日の馬場の儀は「希代壯観

也」とし。かなり詳しく記録されている。その中で「供奉人同昨日有御幣、昨又有御被」とあり、古文書の「御へい」は、この供奉人の中の「御幣」を記したものと考えられる。

この記録文の終りに「神子、田楽、馬長等如恒」とある。神子はこの古文書では巫子と思われるが、これは当初から八人であったようである。(『鎌倉事典』鶴岡八幡宮の項参照。)

田楽と表現していないが、鶴岡八幡宮放生会では、舞楽は文治四年(一一八八)八月十五日(第二回目的定例放生会)から行われている。文治五年(一一八九)七月一日の放生会では「舞重八人相分左右」で参加し、それらは「宮根山児童」達であった。

馬長は文治五年(一一八九)四月三日の鶴岡臨時祭で初めて記録されているが、この時は十騎であった。これが標準であったかも知れない。馬長は肥後和男「中世の射芸」(五頁)によれば美々しく飾りたてた馬のことである。

競馬は『吾妻鏡』では文治五年七月一日の放生会で初めて記録され、「五番皆老翁也」としている。「つがい」は左右二人で競うからで、五つがいは、二人づゝ五組という意味である。なお競馬そのものは平安時代から行われている。

『吾妻鏡』には、この供奉の記録はない。『流鏑馬次第』七三―七四頁(前出)では、「供者の次第」として次のように述べている。

馬の左 童 装束はきぬすいかん、

くずばかま。すそをあかく染めてもん有。上をくゝり、刀もさゝず、同はゞきもせぬなり。

馬の右、雑色 装束は、たうじき着るやうにて、色は別也。はゞきをしてくゝる。ゑぼしがけ赤がは也。

雑色 人々人

前 馬人六人はたうじき也

童 人々人

供者は、馬の左右に「わらべ」と「とねり」(『流鏑馬次第』では雑色となっているが、何れも下級役人という点では同じである。たゞ「とねり」は令制にもとづく名称である。)四対(八人)つくということ

の記録と思われる。

当色は、位階に相当する服色のことであるが、こゝではその色がはつきりしない。

三、本古文書の問題性について

この古文書を考察する角度は多様である。例えば、誰が何のためにこれを書き、どのような意味をもって書いたのか。或いは、この古文書は、その時代の社会とどのような関係をもつのか等々、様々に拡大されるであろう。しかし、これら多角的な考察は、充分に比定し得る他の史料がなければ困難な作業であり、今はそれら史料の準備がない。そこで本稿では「史料紹介」と副題をつけたように、この古文書の概略の一部を紹介するにとどめておきたい。紹介の方法も、この古文書に関する問題提起という形で行いたいと思う。

先ず一読して、この古文書は、いわゆる「作物」(後述)をも含めて、当時の「流鏑馬」についての見聞、または伝聞したこと、特に各々の種目と、それについての的の大きさ、的を支える串の高さ、的までの距離等、いわば「法量」といわれる「競技規準」の一部を、覚書き風に、或いは「書伝」風に記録したもののようである。そこで第一の問題は、こゝに書かれた「競技規準」は、どこで決らめられたものであるかということである。言葉をかえて具体的に云うならば、南部家の伝統的なやり方、即ち南部家の「流鏑馬家法」を記録したものなのか、或いは関係の深かった小笠原、武田家

等の甲斐源氏系統の家法記録なのか、または右以外の、他家の「流鎗馬家法」の記録であるか、それとも鎌倉幕府制定のものなのかということである。この問いは、各家の「流鎗馬家法」は、必ずしも同じではなかったという前提にもとづく。理由は、当時の「各武士団は、互いに対抗して成長してきたため、武芸の様式はもとより、狩猟の仕方から武具の作り方まで相違がみられた」という社会背景によっている。鎌倉幕府成立後、武士社会に一応の統一はみられたにしても、特に弓馬の芸などという、必死の経験の積み重ねで練りあげられ武芸の様式は、いかなる権力をもってしてもその統制は困難であったと考えられるからである。これらの例を一、二挙げておかなければならない。

『吾妻鏡』の建久四年（一一九三）八月九日に、来る八月十六日の放生会流鎗馬に出場する射手決定のための射芸が試されたという記録がある。この日には、北条五郎時連が放生会流鎗馬に初めて参加するために、射芸作法について、下河辺庄司行平の特別の指導も行われている。注目すべきはこの指導に対してであるが、武田兵衛尉有義と海野小太郎幸氏は「有申子細事」と異論をさしはさんでいるということである。下河辺庄司行平は、かつて將軍といわれ、武芸の誉れ高かった藤原秀郷の後胤の一人で、源頼朝の信任殊に厚く、弓馬の芸を極めたこの道の権威者であった。放生会流鎗馬や幕府弓始式等では、射手として殆んど出場し自ら範を示している。また頼朝の懇望で、後に二代將軍となった頼家の幼少時からの弓馬の師範でもあった。³このような下河辺庄司行平の指導に対して、「就

弓持様」と異論を申出るといことは、弓馬の芸における自家の家法に、それ／＼絶対の自信を持っていたからであると考えられる。

また、翌建久五年（一一九四）十月九日にも次のような記録がある。これは「題名について」の項の「註4」でも少し触れたことであるが、源頼朝が一応天下を治め、待望の上洛を目前にして、弓馬の芸に秀でた各家法の相伝者十八名を集めて次の要望を示した。即ち今度の上洛のついでに住吉社に御参し、そこで流鎗馬を奉納したい。については、これが名だたる東国武士の騎馬射法であるといところを京の人々に見せてやりたい。そこでこの際、各々の相伝の家説を話し合い統一してはどうかというのである。この時には遂に一致を見ず、各々の主張するところを記録しておくことにとどめたという。この日集った十八名の中には、藤原秀郷の後胤である前述の下河辺庄司行平や同流の小山左衛門尉朝政と結城七郎朝光、そして甲斐源氏を代表する武田兵衛尉有義や小笠原次郎長清等が入っている。何れ劣らぬ錚々たる弓馬の芸の達者ばかりである。

当時の弓馬の芸の系統として、肥後が指摘するように、⁴「源義家を祖とする一流と、秀郷のそれと二流」があったかも知れない。更に源義家の一流の中には「武田、小笠原、秋山、南部家」の甲斐源氏の流れもあったように思われるし、秀郷の流れには、諏訪大夫盛澄のような平家に仕え、北面の武士の流れもまた含まれていたと思われる。この分脈はおそらく単純なものではなかったであろう。

右の十月九日の談合では、「相伝の家説」の相違点や論点が述べられていないが、互いに「相伝の家説」を主張してゆずらず、遂に

統一されなかったのは事実であった。これは、蓋し当然の帰結であって、右のような自家の「家説」「家法」「家法」は、弓馬の芸に達する者にとって、いかなる権力にも屈しない誇りと自信があったと考えられる。

右のように、それ／＼「家法」があったのであるから、流鏑馬古文書に接する場合にも、一般的な所屬不明の流鏑馬記録古文書としてではなく、どこの「家法」を伝える記録文書なのであるが先ず見極める必要があると考えられ、こゝに問題を提起した次第なのである。これがまた誰が書いたかを知る手掛りになるとも考えられる。

尤も『吾妻鏡』嘉禎三年（一二三七）七月十五日の記録によれば、海野左衛門尉幸氏を中心として、下河辺庄司行平、工藤庄司景光、和田義盛、望月重隆、藤沢清親、諏訪大夫盛澄、愛甲三郎秀隆、三浦義村等が集まり、「流鏑馬、笠懸以下作物、的、草鹿等」弓馬の故実を談じ合っている。これはある統一化への方向を示したものと考えられる。⁷しかし後の室町時代になって、小笠原持長が『射礼私記』の序文で「我家の所伝」を記述し、また、同じく小笠原持長の書といわれる『流鏑馬次第』（前出）で「当流の流鏑馬」⁸、というように自家における独自の作法を主張している。その他の「家法」については十分な検討ができなかったが、小笠原次郎長清の流れを汲む小笠原家（武田家もほぼ同様である）家法が、鎌倉時代より連綿と継承され、遂に書伝として自信をもってこのような主張をしているのである。これらことは当時から、弓馬の芸を統一しようとしても、その拘束力自体に、おそらくそれほど力はなく、

効果的でなかったからと考えられる。

さて、それではひるがえって「南部家流鏑馬古文書」と命名したこの両者の古文書が、果して「南部家流鏑馬家法」を伝えるものであるかどうか。しかし残念なことに、この古文書が根城南部家に残されていたことは確かであっても、「南部家流鏑馬家法」の記録か、他家のそれかの是非を決定し得る史料は、今の所ないように見受けられる。『八戸家伝記』（前出）の編者は、この古文書について「是当時之遺書也」と述べている。しかし南部実長自身が書いたか、或いは実長側近の誰かが書いたかを決める史料はない。また、延応元年と建治二年の筆蹟は、必ずしも同一人物の筆蹟とは云い難い。

新田政簡は、『三翁昔語』（前出）で、「何れの御代に何しより御求め成られ候か、其義御知れ申さず付、御家伝記には、右二章、実長君当時の遺書と御記し成られ候」と、始めから南部家で書かれたことに疑問をもっていた南部家の先人もいたのである。即ち、この古文書は、南部家の誰かゞ、いつの時代かわからないが、どこからか仕入れたのではないかというのである。この疑問はもつともであるかも知れない。しかしそれでもこの古文書は、どこかの「家法」を記録したものであることには変りはないのである。そして「南部家の家法」でないということを断言できる史料もないのである。

右のように、この古文書だけでは「南部家の家法」という点について肯定も否定も定め難い。たゞこの古文書の内容、記録の仕方等

から次のように推定することはできない。

もし他家の流鏑馬家法を見聞または伝聞した時の記録であれば、例えば「八的」の寸法の記録にしても、延応元年のそれと、それから三十七年後の建治二年のそれと、的の大きさも串の長さも、そして杖の長さも同じであって、同じ寸法のをなぜ再び記録したかということである。当時は、すでに述べたように、他家には各々違った家法があったから、他家のそれであれば、むしろそれらの家法の相違、或いは当南部家々家法との相違を記録するのが自然ではないかと考えられる。

更に、建治二年の方は、「やぶさめの日記」の諸寸法と「やぶさめの的の寸法、杖の寸法の事」の内容も同一である。他家の家法記録であれば、なぜ同じ事を書いたのか。他家のそれであれば、例えば肩書きを入れるなど、もっと別な記録の仕方があったのではないかと考えられるということである。

このようにみると、この古文書は、当南部家の家法記録か他家のそれかの決め手はないが、しかしどこかの「各々の家法」の寄せ集めの記録ではなく、すくなくとも延応元年から建治二年までは変ることのなかった「同一の家法」の記録と考えられる。或いは、同一家法の「書伝」形式の素朴な記録古文書であったかも知れない。

また、小笠原、武田家等甲斐源氏の「流鏑馬家法」の記録かどうかにについては、同時代の比定し得る史料が見受けられるので、十五世紀以降の史料から概略比較してみよう。

即ち『法量物』¹⁰ 『射御拾遺抄』¹¹ 『笠掛記』¹²、『弓馬問答』¹³等から、「遠笠懸」の杖の長さ九杖、「大的」の杖の長さ三十三杖、「丸物」の杖の長さ十一杖は、この古文書と同じであった。しかし、他の的の寸法、くしの長さ等については記載がなかったりして比較ができなかった。たまたま、記載のある「大的」「小笠懸」の的の寸法は『法量物』と相違があるし、「小笠懸」のくしの長さも『法量物』と違っている。「八的」「わきほそ」「四六三」等の「作物」(後述)については、前記の各史料には寸法の記載がない。『就弓馬儀大概聞書』¹⁴に「三的」の的の大きさが載っているが違っている。

以上のように、小笠原、武田家等の記録と比較すれば、類似点はあるけれども相違点もまた多く、直ちにそれと断じ難い。同じ甲斐源氏系統であっても、様式の細部にわたっては、相違のあることはむしろ当然かも知れない。

なお、建治二年の古文書の後半にある「わかみやのやぶさめの事」は、南部家で行われたのではなく、鶴岡若宮の「放生会流鏑馬」奉納の時の供奉行列の有様や、馬場の作り方について見聞または伝聞した時の記録と考えられる。このように、他家または他所での流鏑馬記録であれば、例えばこの「わかみやの」というように、肩書きを附してその旨を断っているのである。

以上、この両古文書を何れかの「流鏑馬家法」の記録として、その所属をめぐって推定してきた。しかし繰り返すことになるが、根城南部家の後胤南部日実家に所蔵されていた文書の一つであったこ

とは確かであっても（これは重要な事実である）「南部家流鎗馬家法」であるという決定は、同時代の他の比定し得る史料が見受けられないためにできなかった。そしてまた否定もできなかった。たゞすくなくともこの「流鎗馬古文書」は、甲斐源氏弓馬の芸の主流を成した小笠原家の家法に近いものであったと、凡その推定を下すことができよう。小笠原家の家法との相違点を南部家の独自性とし、それなるが故に南部日実まで大事に保管されていたのかも知れない。これらのことを併せ考えれば、或いは「南部家流鎗馬家法」の記録であったかも知れない。これらは、今後の関係史料の出現とあいまって、なお充分な検討を必要とする問題であろう。

第二の問題として「流鎗馬」という用語の考え方について問題を提起したい。先ずこの両古文書に記録されている種目を列挙すれば次の通りである。

	A 延応元年	B 建治二年
1	八的	1 八的
2	わきほそ	2 わきほそ
3	三的	3 三的
4	四六三	4 四六三
5	三々九	5 三々九
6	小笠懸	6 手挟み
7	遠笠懸	
8	大的	
9	草鹿	

10 円物

現代の体育史書では、鎌倉時代の「馬上三つ物」（騎射）として、流鎗馬、笠懸、犬追物をあげ、また「歩立三つ物」（歩射）として、大的、草鹿、円物をそれ／＼あげている。そして騎射のうちの「馬上三つ物」以外他の種目は「作物」に入れている場合が多い。「馬上三つ物」という用語は『吾妻鏡』には出てこないが『就己馬儀大概聞書』（前出）¹⁶や『大的躰拜記』¹⁷等に見られるので、これが後に一般的な用語として使われるようになったのであろう。このように流鎗馬は、「馬上三つ物」（騎射）のうちの特定の一種目として考えられている場合が多いのである。この特定の一種目としての流鎗馬の競技方法は、例えば、本古文書の、建治二年の「わかみやのやぶさめの事」に書いてあるようなやり方である。それは、二町程の長さの直線馬場で「やぶさめや」^(流鎗馬屋)から五十杖の所に第一的（大きさ径二尺、串の長さ三尺五寸、馬走路と的の距離三尺五寸）、次にそこから三十八杖の所に第二的、更に三十八杖の所に第三的のをそれ／＼立て、疾走する馬上からそれらの的を次々に射落とすというやり方である。

さて問題というのは、延応元年の古文書の「四六三」の「但し書き」に、「このやぶさめハ」として「四六三」をも「やぶさめ」の中に含めて考えていることである。また同様に、建治二年の古文書では「八的」「わきほそ」「三的」「四六三」「三々九」「手挟み」の六種目全部を「やぶさめの寸法、杖の寸法の事」と見られるように、「やぶさめ」と称していることである。

これらは『吾妻鏡』をはじめ、普通は「作物」と云われている騎射のそれ／＼の種目である。即ち、建久元年（一一九〇）八月十六日の記録に「三尺、手挾、八的」を「三流の作物」として「流鏑馬」とは違った立場で見ているし、建久五年（一一九四）十月九日の記録でも「流鏑馬以下作物」というように、これを別々に考えているのである。また寛喜元年（一二二九）六月二十七日では、流鏑馬、遠笠懸が終ってから、これらとは違った意味で「作物等を射尽す」と記録されている。その他寛喜元年（一二二九）十月二十二日、同二年（一二三〇）正月二十三日の記録でも、流鏑馬と作物とは同じ騎射でも別の意味をもつ種目としてこれを演じている。

それにも拘らず両古文書は、何れも「流鏑馬」の概念でこれらの「作物」の種目をも「やぶさめ」と記録している。これをどのよう

に解釈したらよいのであろうか。
こゝで「流鏑馬」とはそも／＼どういうことであったのか、「作物」とはどういうことであったのかという「流鏑馬」「作物」の本来の意味が問われなければならない。同時にこの二つの用語が、時代によって使い分けられたのではないかということも検討されなければならない。

肥後が指摘するように¹⁸「流鏑馬がいつから始められたかはっきりしないし、流鏑馬という文字も、馬に乗って鏑矢をとばすところから撰ばれた文字で、ヤブサメという言葉もはっきりしない」が、とにかく、馬に乗って鏑矢をとばして射落すことを、本来は流鏑馬と¹⁹いっていたと考えられる。或いは、水野、木下等がいうように、

流鏑馬は「歩射に対する騎射の総称」であったかも知れない。このような考え方からすれば、この古文書でいう「八的」「四六三」「三的」「三々九」等の固有の名称ある騎射を、皆総称して「流鏑馬」といってもよいようである。（ただし、個々の名称はあるにしても、その命名の仕方や射法には必ずしも厳格な規格はもたず、的の大きさや杖の長さも、経験の積み重ねで生れたその家法によって、かなり自由な立場で決めていたのではなからうか。）

それが「流鏑馬」という一定の様式に固定して来たのが平安末期²⁰からであった。しかしこれもその家法により、或いはこれらの傾向を汲みとる遅速については流動的ではなかったかと思われる。確かに、十一世紀の作といわれる『新猿楽記』には、前にも述べたように「騎射、笠懸、流鏑馬、八的」と、すでに流鏑馬を「騎射の総称」としてではなく、「流鏑馬」と「八的」とを分けて記している。

また『吾妻鏡』文治三年（一一八七）八月十五日における諏方大夫盛澄の流鏑馬を考えてみたい。彼は流鏑馬の芸を極めたものであったが、それは藤原秀郷の秘伝を修めたことになっている。そして彼は平家に属していて、稽古の場は専ら京都であった。京都の城南寺であったからこれを「城南寺流鏑馬」といったりする。ただしこの内容は詳らかでない。さて頼朝の許しを得て演じた彼の流鏑馬は、鶴岡放生会流鏑馬と特に変った様子は見えないようである。最高の悪馬をあてがわれても難なく命中している。この頃になれば、流鏑馬といえはその様式はもはや大体似たものになっていたのでは

ないかと思われる。

これらのことは、馬に乗って鎗矢をとばしての射落すのが流鎗馬であるとか、「歩射に対する騎射の総称」を流鎗馬という等の抽象的な考え方から脱して、固有の様式を整えた、騎射のうちの特定種目になったことを意味している。

このようにして、様式の整えられた「流鎗馬」として鎌倉時代に入り、鶴岡八幡宮で「放生会流鎗馬」としてこれが行われ、いよ／＼射法も固定し、儀式性も高められたであろう。そうすると、かつて「八的」も「四六三」も「三的」もみな含めて、とにかく馬に乗って鎗矢をとばしての射落すのが流鎗馬であるという、本来的な考え方や呼び方が、却って稀になり、むしろ「放生会流鎗馬」をもって「流鎗馬」と考え、また呼びならわされるようになったのではないか。そして「放生会流鎗馬」以外の従来の広義の流鎗馬、即ち、「八的」「四六三」「三的」「三々九」等については、今度は「作物」と包括的に呼び代えるようになったのではないかと考えられる。

しかし、このような、いわば武芸社会の形式的な呼称の変化に対して、実際には鎌倉中期以降においても対応し切れなかった者もいたであろう。即ち「放生会流鎗馬」のみをもって流鎗馬と呼ぶことに抵抗があり、やはり従来のように「八的」「四六三」「三的」「三々九」等をみな包括して流鎗馬と称していた者もいたであろう。鎌倉時代においては、このような呼び方はすでに古風と云われたに違いない。この両古文書の記録者は、「作物」という鎌倉時代の新しい言葉になじみず、いわば古風な呼び方で、なかば慣習的に

「八的」「わきほそ」「三的」「四六三」「三々九」「手挟」を「やぶさめ」と記録したのではないかと考えられる。或いはそうではなく、故意に、家法と称して敢えて、「やぶさめ」と記録したのかも知れない。

そしてこの古文書の記録者は「放生会流鎗馬」を却って「わかみやのやぶさめ」と特異な眼で眺め、これを記録したように思われる。「作物」という用語がいつ頃から使われるようになったか、またどのような意味をもつのかははっきりしない。「作物」は『吾妻鏡』では「流鎗馬以下作物」までというように記録される。このような時に使われる「作物」の意味は、「放生会流鎗馬」の外にこの「作物」を加えれば、馬に乗って鎗矢をとばしての射落すという、本来の流鎗馬の射芸全部であるというように考えられる。²¹ また時には「放生会流鎗馬」の芸よりも、一層高度な射芸を意味して用いられる場合もある。²² 『庭訓往来』²³でも「三々九の手夾、八的等の曲節」としているが、曲節とは技芸の变幻自在を披露する会のことである。いかにも「三々九」「手夾」「八的」等の射芸技能の高度性を指しているように考えられる。

伊勢貞丈は『貞丈雑記』²⁴で「作物」を射芸の目的論から次のように述べている。「草鹿、円物、大的、小的の類を作物と云。流鎗馬、笠懸、犬追の類を馬上の作物と云。作物とは弓馬稽古の為に作りたる物也」と。この説はもっとものようであるが、『吾妻鏡』に云う「作物」は、この意味であったかどうか疑問である。この説では「流鎗馬以下作物」の区別の理解ができ難い。本稿で紹介してき

た両古文書の記録者は、「弓馬稽古の為に作りたる物」をむしろ「やぶさめ」と考えていた訳であって、これらを「作物」と呼ぶことについては考えてもみなかったであろう。

右のように「作物」という用語が『吾妻鏡』以前の史料にみえるかどうか不詳であるが、『吾妻鏡』では、やはり本来の包括的な概念を意味する流鑄馬から「放生会流鑄馬」をはじめ、笠懸、犬追物を抜いた残りの、騎射の芸に関する種目をすべて「作物」と呼び、それは高度な技を要求するものであったと考えられる。逆に云うならば、「放生会流鑄馬」は、本来の包括的な広義の流鑄馬の中で、それ程困難な高度の射芸を必要とせず、最も儀式化し易い種目であったのかも知れない。

しかし、前にも述べたように、平安末期から鎌倉時代を通して、このような流鑄馬に関する考え方の変化として「作物」という新しい用語の出現があったにも拘らず、この古文書の記録者は、このような状態の変化に対応できなかったか、なじめなかったのか、従来古風な呼び方で「八的」以下六種目を「やぶさめ」と表現したと考えられる。この古文書は、これらの事実を示す一例ではないかと考えられる。

註及び参考文献

- 1 河合正治「鎌倉武士団の構造」『岩波講座日本歴史(5)中世(1)』二五九頁、岩波書店、昭四六。
- 2 『吾妻鏡』養和元年(一一八一)四月七日の記録参照。
- 3 『君妻鏡』文治六年(一一九〇)四月七日の記録参照。

4 肥後和男「中世の射芸」『東京教育大学体育学部紀要』第三号、四頁、昭三八。

5 『吾妻鏡』文治三年(一一八七)八月十五日の記録参照。註4、三頁。

6 同右、八頁。

7 『射礼私記』。堀保巳一編『群書類従第二十三輯武家部(三)』所収。酣燈社版、昭二六。この書の奥書に「永享五年(一四三三)十二月廿四の日付はあるが著者名はない。しかし序文に「祖父小笠原又六氏長任備前守如、此相統して云云」とあり、小笠原家の書と推定される。

8 『流鑄馬次第』、註8の『群書類従第二十三輯武家部(三)』に所収。奥書に「永享八年(一四三六)八月廿八日」の日附があつて著者名はない。しかし八戸市立図書館蔵、筆記写本『類従流鑄馬次第』には「前備前守持長在判」とあり、「本文は持長也」としているところから、この著者は小笠原持長と推定される。

9 『法量物』。応永二十七年(一四二〇)八月二十七日成立。著者不詳。しかし応永二十九年三月五日、前備前守源持長在判、興元在判と奥書のある『射御拾遺抄』では、笠懸の馬場、小笠懸的、くし、馬場等『法量物』によるとしている文面が多い。それで『法量物』も小笠原持長か同系の著者と考えられる。『群書類従』(以下註8と同じ)五三―五五頁。

10 『射御拾遺抄』。右参照のこと。『統群書類従第二十三輯下武家部』(前出)三八六―三八七頁。

11 『笠掛記』。永正九年(一一五二)六月成立。著者不詳。たゞし文中「笠懸に三の大事」の項で「小笠原備州」(持長)「同播州」(光長)の戒めを最上の肝要としている。やはり小笠原系の著者と推定される。『群書類従第二十三輯武家部(三)』(前出)八三頁、八五頁。

12 『弓馬問答』。成立年代、著者ともに不詳。ただし跋に「右一卷者從源朝臣貞宗之時信濃守相伝仕候也」とある。『統群書類従第二十三輯下武家部』(前出)三九九、四〇〇頁。

13 『就弓馬儀大概聞書』。寛正五年(一四六四)十一月成立。多賀豊後

- 守高忠著。別名「高忠聞書」といわれ珍重された書である。跋に「小笠原備前守持長」や「子息民部少輔」に尋ねた時の聞書きとことわっている。『群書類従第二十三輯武家部(一)』(前出)。一八四、一九七、一九八各頁。
- 15 今村嘉雄『日体育史』八七、九二各頁。不味堂。昭四五(初版)。
東京教育大体育史研究室編『図説世界体育史』二一〇頁。新思潮社。昭四九、(六版)。
- 16 川村英男『日本体育史』六三頁。道遙書院、昭四七(初)。
註14参照、一五九頁。
- 17 『大的躰拜記』。成立年代、著者ともに不詳。「三つ物」についての述べ方は『就弓馬儀大概聞書』と殆んど同じである。『群書類従第二十三輯武家部(一)』(前出)七一頁。
- 18 肥後和男「中世の射芸」三頁(前出)。
水野忠文、木下秀明、渡辺 融、木村吉次『体育史概説 西洋日本』二一九頁、体育の科学社、昭四六(六版)。
註18参照、三頁。
- 20 『吾妻鏡』。建久五年(一一九四)十月九日、嘉禎三年(一二三三)七月十九日の各記録参照。
- 21 『吾妻鏡』。建久元年(一一九〇)八月一六日、寛喜元年(一二二九)六月二十七日、同年十月二十二日、同二年(一二三〇)閏正月二十三日の各記録参照。
- 23 『庭訓往来』。十四世紀後半(南北朝後期―室町初期)成立。玄恵著ともいわれるが不詳。石川松太郎校注『庭訓往来』東洋文庫版所収。二二―二五頁。平凡社、昭四八(初)。
- 24 『貞丈雜記』。伊勢貞丈が宝暦十三年(一七六三)より天明四年(一七八四)の死に至る間に書き記した草稿を、岡田光大が校訂し天保十四年(一八四三)刊行。『新訂増補故実叢書』所収。四八八頁。吉川弘文館、昭二七。

おわりに

昭和四十九年十二月、八戸市立図書館の西村嘉氏の御好意で、思いがけなく接することができたこの古文書(写真)を、自分なりに調べて紹介しようとして試みたが、不明な点が未だに多く、あるいは時期尚早であったかも知れない。この点については御叱正を賜りたいものと思っている。

昭和五十一年十月、南部実長の墓碑のある山梨県身延町を訪ね、両古文書の筆蹟を求め歩いたが、事前研究や関係諸団体への連絡の不充分さと、時間不足などで遂にめぐりあうことができなかった。しかし、両古文書と同一の筆蹟が世に存在するのであれば、いつか相違できるものと思っている。

新田政箇がかつて疑問をもったように、この古文書が根城南部家以外の者が書き、何かの機会に根城南部家の所有になったとすれば、この場合の記録者の検索は一層困難なものになるだろう。しかし彼の疑問は、直ちに同調に値するような根拠はなく、本文で論述しなかったが、むしろ否定的に思われる。仮りに、もし何かの機会に両古文書が根城南部家の所有になったとすれば、この「何かの機会」はかなり重要な意味をもつことになると考えられる。余程の深い機縁がなければ、これ程大事に保存されることはなかったと思われる。

もしかしたら、この「何かの機会」は、弓馬の芸に関する「書伝」の形式のものであったかも知れない。

なお、「八的」「わきはそ」「四六三」「三的」「たはさみ」「三々九」等、所謂「作物」とその実施の仕方は、今後の研究課題の一つであり、本稿では触れなかった。

中世古文書の解説とその解釈は、筆者の研究と経験不足のため困難な作業であった。そしてこれが始めての公表である。もし誤りの箇所があれば訂正にやぶさかでない。有難く拝聴して将来に生かすつもりである。

おわりになったが、両古文書を心好く提供し、また多くの御助言を寄せられた八戸市立図書館の西村嘉氏や、筑波大学図書館の本間良一氏に厚く感謝の意を表する次第である。

以上

(昭五二、一、一五)